

第3期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

1 目的及び背景

平成17年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、イノシシの保護管理と農林業被害の軽減を実施してきた。また、第2期計画では、イノシシの生息数を適正な水準に減少させ、適正な生息範囲に縮小させるため見直しが行われた。第3期山梨県第二種特定鳥獣管理計画では、引き続き個体数調整、被害防除対策、生息環境整備を実施する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 現状

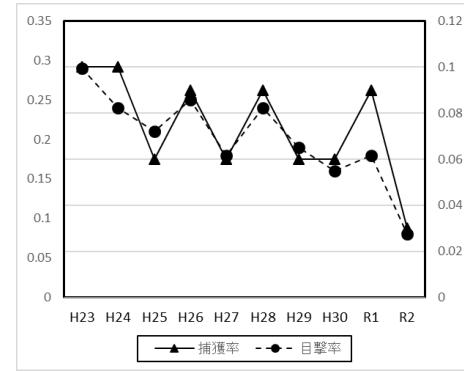
(1) 生息環境

身を隠せる場所を好む習性があり、背の高い草地、低木の茂み、落葉広葉樹林、竹林などを利用する。

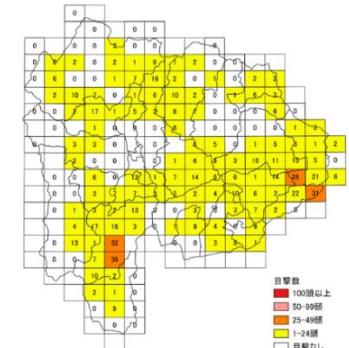
(2) 生息動向及び捕獲等の状況

ア 生息動向

目撃率及び捕獲率の変化を見ると、平成23年度以降は増減を繰り返しながらも、減少傾向にある。



目撲率及び捕獲率の変化



令和2年度の目撲数の分布

イ 捕獲等の状況

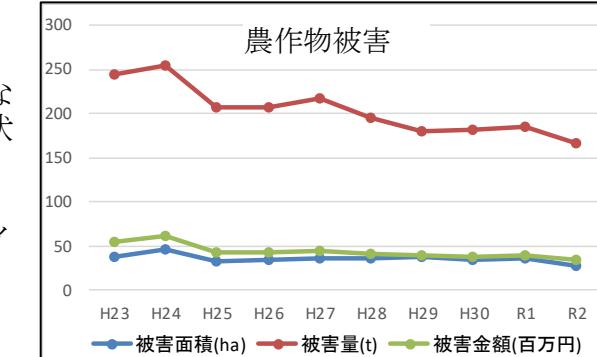
狩猟、有害鳥獣捕獲及び管理捕獲を合わせたイノシシの捕獲頭数は、増減しながら推移し、平成27年度からは増加傾向となり、令和元年度の4,330頭をピークに、令和2年度は一転して2,200頭に減少した。

(3) 被害状況

平成27年度以降、農作物の被害面積、被害量、被害金額のいずれも減少傾向となっているものの、依然として被害は多い状態となっている。

(4) その他

豚熱(CSF)罹患個体が県内全域の野生イノシシで確認されている。



6 特定計画の評価と改善

(1) 農作物被害の抑制

管理捕獲や獣害防止柵の設置を行い、被害面積、被害量、被害金額のいずれも概ね減少傾向にあり、農作物被害は抑制されているが、依然として被害が発生している状況にあるため、引き続き、里山周辺のイノシシの捕獲を続ける必要がある。

(2) 地域個体群の健全かつ適正な維持

管理捕獲は、奥山ではなく、里山の密度を減らすことを目標に行い、平成28年度と令和2年度、イノシシ目撃数の分布を比較すると、里山周辺の目撃数が減少しているが、里山周辺では未だに多数確認されていることから、集落周辺の里山を中心にイノシシの捕獲を継続する必要がある。

7 管理の目標

農作物被害の抑制及び地域個体群の健全かつ適正な維持

8 数の調整に関する事項

(1) 捕獲等事業の実施に関する事項

ア 狩 猟：11月15日から2月15日までの狩猟期間を1か月延長し、3月15日までとする。
ツキノワグマが冬眠するであろう時期から狩猟が終了する日までにおけるくくりわなの輪の直径を規制緩和(12cm以下→20cm以下)する。
イ 有害捕獲：里山を中心に捕獲し、実施時期は農業被害が多い時期を中心実施する。
ウ 管理捕獲：里山を中心に捕獲し、実施時期は通年、特に農作物被害が多い時期に実施するよう努める。

(2) 捕獲数の目標

里山における捕獲を強化し、年間3,000頭を目標とする。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

イノシシを集落に近づけないようにする集落環境の整備と、奥山等でイノシシの地域個体群の存続を将来的に保障していくための環境の整備を推進する。

10 被害防除対策に関する事項

(1) 集落周辺の環境整備

集落内農地の土地利用形態の見直しや、周辺森林の手入れ、竹林の手入れ、耕作放棄地の解消など、イノシシが里山周辺に住み着く原因となる環境を整備する。

(2) 柵の設置等による被害防除の強化

被害状況や地域の実情に合わせ、電気柵等を設置し、農作物の被害等を防除する。

(3) 地域ぐるみの取り組み

学習会の開催や合意形成など、市町村、県等から支援を受けながら地域ぐるみで取り組みを行う。

11 モニタリング等調査研究

生息状況、生態等については未解明な部分が多く、今後さらなる調査研究が必要である。

12 その他管理のために必要な事項

- ・計画の実施体制
- ・市街地出没への対応
- ・豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)等感染症対策
　　獣畜感染症について捕獲従事者等への感染防止対策、捕獲時のイノシシの適切な扱いなど、周知を行う。
- ・錯誤捕獲の予防
- ・普及啓発・情報公開